

労働者派遣の執行に関する細目（標準仕様書）

業務名	玉川図書館（近世史料館部門）人材派遣業務
1. 労働者派遣業務における均衡待遇の確保（労働者派遣法第30条の3）	<p>(1) 労働者派遣業務に対する本市の方針 平成27年9月30日の労働者派遣法改正を受け、本市は、派遣労働者の均衡待遇の確保に向け、派遣労働者と同種の業務に従事する本市臨時職員の賃金水準との均衡を目指すこととする。</p> <p>(2) 派遣労働者の均衡待遇の確保に必要な情報の提供（労働者派遣法第40条） 本市臨時職員の賃金単価 1時間当たり 850円</p> <p>(3) 派遣労働者の賃金単価の確認（積算内訳書の提出） 本派遣業務における派遣労働者の人件費（賃金）が分かる1時間当たりの単価を明示した積算内訳書を提出すること。</p>
2. 業務内容	<p>(1) 近世史料館資料のファイリング業務</p> <p>(2) カウンターにおける近世史料館資料閲覧の受付、文献複写に関する補助業務</p> <p>(3) 近世史料館資料の出納・書架整理に関する補助業務</p>
3. 事業所	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市役所
4. 組織単位	金沢市教育委員会 図書館総務課 玉川図書館
5. 就業場所の名称及び所在地	金沢市立玉川図書館 近世史料館 金沢市玉川町2番20号
6. 指揮命令者	<p>金沢市立玉川図書館 近世史料館の指揮命令者 館長補佐 山本 真理子 近世史料館の指揮命令補助者 近世史料係長 小西 昌志</p>
7. 派遣人員	<p>○週当たり必要人数：図書館カレンダーによる。 火～金曜日：3名 土曜日・日曜日・祝日・振替休日・国民の休日：2名</p> <p>○下記の(1)又は(2)に該当する人員を派遣すること。 (1) 古文書のファイリング業務実績を1年以上有する者で、図書館司書若しくは司書補の資格を有する者又は公立図書館若しくは大学図書館で3年以上勤務した実績を有する者 (2) 大学で日本史学又は国文学を専攻した者</p> <p>○出勤予定者が急に欠勤した場合の補充体制を確立すること。 ○派遣する人員の氏名、経歴、資格等を記載した書類を発注者に提出すること。</p>
8. 派遣就業の期間	平成31年7月1日から平成33年10月18日まで
9. 就業日	派遣期間中のうち玉川図書館が指定する日（年末年始以外）
10. 就業時間	午前9時00分から午後5時30分まで又は 午前11時00分から午後7時30分までの、いずれかを原則とする。
11. 休憩時間	午前11時30分から午後1時30分までの間で60分間
12. 時間外労働	時間外労働は1日2時間、週6時間の範囲で命令することがある。 この場合の派遣料は、実働1時間当たり基本料の25%増とする。
13. 安全及び衛生	<p>(1) 換気、照明等の業務を行う環境については、派遣先職員と同様とする。</p> <p>(2) 交通費及び社会保険については、派遣元の負担とする。</p> <p>(3) 就業のための駐車場はなし</p> <p>(4) VDT作業を連続して行う時間は1時間までとし、1時間連続して作業を行ったときには少なくとも10分間の作業休止時間を与える。 ただし、休憩時間につながる時間帯については、この限りでない。</p> <p>(5) 作業服は派遣先の指定するものを、派遣先の負担で用意し着用させること。</p> <p>(6) 地下書庫の作業環境については、派遣先職員と同様とする。</p> <p>(7) 派遣労働者が労働災害に被災した場合は、派遣先は遅滞なく派遣元責任者へ連絡するとともに労働者死傷病報告の写しを派遣元に送付する。</p>

労働者派遣の執行に関する細目（標準仕様書）

業務名	玉川図書館（近世史料館部門）人材派遣業務
14. 派遣先責任者	金沢市立玉川図書館 館長 池田 光穂 TEL221-1960
15. 派遣元責任者	
16. 派遣労働者からの苦情の処理	<p>(1) 苦情の申出を受ける者 派遣先担当者 玉川図書館近世史料館 近世史料係長 小西 昌志 TEL221-4750 派遣元担当者</p> <p>(2) 苦情処理方法、連携体制等</p> <p>①派遣先担当者が苦情の申出を受けたときは、直ちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。</p> <p>②派遣元担当者が苦情の申出を受けたときは、直ちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。</p> <p>③派遣先及び派遣元は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は相互に遅滞なく通知するとともに、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。</p>
17. 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置	<p>(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ 派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。</p> <p>(2) 就業機会の確保 派遣先及び派遣元は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。</p> <p>(3) 損害賠償等に係る適切な措置 派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより派遣元に生じた損害の賠償を行うこととする。派遣元事業主が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、派遣元事業主がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申し入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元事業主が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害賠償を行わなければならないこととする。その他派遣先は派遣元と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることとする。また、派遣先及び派遣元双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣先及び派遣元のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。</p> <p>(4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示 派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元に対して明らかにすることとする。</p>
18. 研修	本契約のために新規に派遣労働者を雇用したとき又は契約期間中に派遣労働者の交替があったときは、当該派遣労働者に対して派遣先の下で3日間の事前研修を行うものとし、これにかかる費用については、派遣元の負担とする。

労働者派遣の執行に関する細目（標準仕様書）

業務名	玉川図書館（近世史料館部門）人材派遣業務
19. 便宜供与	派遣先は、派遣労働者に対し、派遣先が雇用する労働者が利用する休憩室、ロッカー、給湯室の設備について、派遣労働者も利用することができるよう便宜供与することとする。
20. 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	派遣労働者が自らの意思で派遣先の選考試験に申し込み、合格した場合、派遣契約期間満了後に、派遣先が派遣労働者を直接雇用することがあります。その場合、事前に派遣元へ示すこととする。
21. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別	限定しない。
22. 翌年度以後の契約について	<p>(1) この契約締結日が属する年度の翌年度以後、当該業務の契約に係る派遣先の予算額が前年度に比較して減額され、又は予算がない場合は、派遣先はこの契約を変更し、又は解除できる。</p> <p>また、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることとした場合も同様とする。</p> <p>(2) 前項の規定によりこの契約を解除する場合は、派遣先は派遣元に対し少なくとも30日前までに予告するものとする。</p> <p>(3) この契約締結日の属する年度の翌年度以後、価格の変動及び業務内容の変更等があった場合は、協議の上、契約額を定めるものとする。</p>